管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050010	介護保険施設等における介護ボランティアの活用やEPAによる外国人介護福祉士等の受入れ促進	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節１及び２ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一節第六節付録－３ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第１６号，第１７号，第２０号～第２２号	○　現行制度上，看護師候補者，介護福祉士候補者として就労を行う在留資格はないが，我が国とインドネシア，フィリピンとの間の経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき，特例的に受入れが行われている。 ○　ＥＰＡに基づいて入国・在留する看護師候補者・介護福祉士候補者については，在留資格「特定活動」を付与することとしており，協定に基づき，看護師候補者については最長３年，介護福祉士候補者については最長４年滞在することができる。	介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準を条例委任する。 条例委任する場合の条例制定基準は、地方分権推進推進委員会の第3次勧告のとおりとする。 ※介護保険施設等 老人福祉法 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護保険法 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	介護保険施設等の人員、設備及び運営については、国が法令において基準を定めているが、地域の実情に合った行政サービスを提供するためには、それらの基準について地方が定められるようにすべきである。地方が基準を定めた場合の、具体的な事業の実施内容等は、例えば次のようなものである。 （1）介護ボランティアの活用 ボランティア意識の高揚が見られる現在、意欲のあるボランティアに介護サービスの一翼を担ってもらえる制度を整備することにより、今後益々増大する介護需要に応えられる地域の介護力の向上を図ることを目的とする。 なお、当該提案により、介護ボランティアの導入状況に応じた介護報酬の設引を行うことで、介護給付費の抑制を図るとともに、介護ボランティアのマンパワーの活用により介護職員の処遇の改善に一定の効果が期待できる。 【介護ボランティアの具体的な活用事例】 ①限定介護老人福祉施設 ②介護職員（生活支援業務を担う常勤職員）1人に代わり、介護ボランティアが常勤換算で3人配置することによって、当該入所者の利減分を、他の職員の処遇向上やケアの質の向上対策に充当し、効率的な経営やケアの質の向上につなげる。 【サービスの質の確保及び介護ボランティアの安全依拠対策】 ・地域支援事業の活用により、介護ボランティアの安全依拠を図る ・介護ボランティアには、一定の介護研修を義務付ける ・介護ボランティアは生活援助系の介護サービスを中心に担う ・事業者には、事故等が発生した場合のための保険加入を義務付ける ・受期的にサーベイ点検について実施する （2）EPAによる外国人介護福祉士候補者等の受入れ促進 ①現状 高齢化の進展による介護需要の増大に対して、介護の現場においては、介護職員等の慢性的な不足が続いている。 こうした状況を受けて、専門の介護保健施設等（ＴＥＡ（経済連携協定）により、要望される外国人介護福祉士候補者の受入れを行っている。 しかしながら、当該対象者と直接雇用による関係から常勤換算対象外への海外、受入れ施設の限定、在留期間不足による保険認識の相違など厳しい条件となっており、受入れが進まない状況にある。 ②問題点 ・外国人介護福祉士候補者の勤務時間が介護報酬制度における介護職員としての常勤換算対象外である。このため、入所者がすべて施設負担になっている。 ・在留期間は、3～4年（看護3年、介護4年）であり、介護・看護の国家試験合格に必要な日本語や介護、看護に関する知識、技術を在留期間内に習得することは大変困難である。さらに、介護福祉士候補者は、受験資格に実務経験3年以上を要することから、事実上在留期間内に1回しか受験機会を与えられていない。 ・外国人看護師候補者の受入れは病院に限定されており、看護師の配置が必須の介護保険施設は対象外となっているため、対象の拡大が必要である。 ③解決策 ・介護保険施設等における、介護保険法等の人員基準（従業員の員数）において、EPAにより受入れた介護福祉士候補者及び外国人看護師候補者の勤務時間を介護職員等として常勤換算できることとする。 ※介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準の条例等化に伴なって、以下の事項の検討を求める。 ・介護福祉士資格取得前の在留期間が最長4年となるよう更新回数の限度を2回とする。 ・看護師候補者が就労する受入れ施設に介護保険施設を加えるとともに、介護保険施設に支入れた看護師候補者の在留期間が最長4年となるよう更新回数の限度を2回とする。 ④効果 ・これまでの単なる研修生の受入れではなくなり、老人福祉法や介護保険法に基づく人員基準の員数として職員であることや、新たに外国人看護師候補者の就労先が介護保険施設等に拡大することから施設側の受入れが促進され、外国人看護師のマンパワが確立され、在日外国人雇用にも結びつくことから、地域経済に好影響が期待される。	C	－	（２）について ○ＥＰＡに基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の在留期間については，日インドネシアＥＰＡ及び日フィリピンＥＰＡにおいて規定されている事項であり，在留期間の延長に当たっては，まず，協定自体の見直しを含めた検討が必要となると考える。 ○しかしながら，現在のＥＰＡの枠組みの趣旨は，インドネシア，フィリピン両国との交渉の過程で，両国からの看護師，介護福祉士の受入れの要請を受けて，両国との友好，連携関係の強化等の観点から，特例措置として，受入れを行うこととしたものと承知している。 ○したがって10年もの長期に渡る期間，資格取得することができない者について，労働力不足への対応の観点から，看護師候補者，介護福祉士候補者として就労し続けられることとすることは，現在のＥＰＡに基づく制度とは相容れないものであって，対応困難と思料する。 ○なお，本年11月に設置された包括的経済連携に関する基本方針に基づく人の移動検討グループにおいて，看護師候補者，介護福祉士候補者の課題について取組むこととなっているものと承知している。		1009010	静岡県、愛媛県外38都道府県	静岡県、愛媛県外38都道府県	法務省 外務省 厚生労働省
050020	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成業務」の明確化	弁護士法第72条，第77条第3号	弁護士でない者は，報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また，その違反者には刑罰が科される。	行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行うことを有権解釈その他の方法で明確化する。	行政書士は2001年以前から事件性の有無にかかわらず内容証明郵便作成業務を行っていた。「事件性がある法律事務であっても、依頼者の口授どおりに作成するような場合、あるいは依頼者が示した文面と全く同じに作成するよう依頼された場合は、行政書士の業務として処理することはいうまでもない。」（地方自治制度研究会「改訂新版　詳解行政書士法」30頁・2000年）とある。 2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号の「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになった。 2003年成立の改正弁護士法第72条に「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とあり、「他の法律」に各士業法（行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法）が該当し、各士業法との調整が行われ、各士業が各士業法に基づいて行なう活動は弁護士法第72条の規制の対象外になった。 ところが、行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行うことができるのか、国民にはわかりにくいため、有権解釈その他の方法で明確化していただきたい。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は，そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない，法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば，厳格な資格要件が設けられ，かつ，その職務の誠実遂正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど，法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を行うことには，十分な合理性，必要性があると考えられる。 御要望の「代理人としての内容証明郵便作成業務」が具体的にいかなるものを指すのか明らかではないが，仮に，弁護士法第72条の「法律事務」に該当するものを指すのであれば，その範囲は極めて多岐に渡り，かつ，当事者及び利害関係人の利害に重大な影響を及ぼすものであることから，幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。したがって，弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく，弁護士以外の者について当該業務を業として行うことを認めることは相当でない。		1002501 0	個人	香川県	総務省 法務省
050030	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	弁護士法第72条，第77条第3号	弁護士でない者は，報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また，その違反者には刑罰が科される。	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。	国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。 平成13年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得ることの意味を含むものであると解される。」（総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治646号92頁・2001年）とある。 行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」は弁護士法第72条の規制対象外である。 法務省は、弁護士法第72条本文の「その他一般の法律事件」について「事件性必要説を相当とし、契約関係事務に関し、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合い や法的問題点の検討は「事件性」なしと、弁護士法第72条の規制対象外としている。（「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」平成15年12月8日　法曹制度検討会　配布資料）。 平成12年成立の改正弁理士法第4条第3項に弁理士の「紛争性のない契約代理業務」が規定されたが、特許庁の有権解釈として「紛争性のない契約代理業務については、特段の規制の必要性がない限り、営業の自由に属し、弁護士法第72条の規制対象外である。」（特許庁総務部総務課「改訂新版　条解弁理士法」73頁・2005年）とある。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は，そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない，法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば，厳格な資格要件が設けられ，かつ，その職務の誠実遂正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど，法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を行うことには，十分な合理性，必要性があると考えられる。 御要望の「紛争性のない契約締結代理業務」が具体的にいかなるものを指すのか明らかではないが，仮に，弁護士法第72条の「法律事務」に該当するものを指すのであれば，その範囲は極めて多岐に渡り，かつ，当事者及び利害関係人の利害に重大な影響を及ぼすものであることから，幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。したがって，弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく，弁護士以外の者について当該業務を業として行うことを認めることは相当でない。		1002501 0 2 0	個人	香川県	総務省 法務省
050040	行政書士への行政不服審査代理権の付与	弁護士法第72条，第77条第3号	弁護士でない者は，報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また，その違反者には刑罰が科される。	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。	行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理、行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述手続代理」を行う行政手続の専門家であり、国民と行政との橋渡しの役割を担っている。 ところが、行政不服申立てに関しては、不服申立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされているが、手続代理は弁護士法第72条の規制により行うことができず、国民の権利擁護や利便性に問題が生じている現状は是凌するべきものである。 行政書士以外の開接法律専門職種（司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士）は、その登用試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。 一方、行政書士試験科目には付政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは甚だ遺憾なことである。 申請から一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服申立書等作成にとどまらず、引き続いて行政不服審査手続代理を行うことで、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の権利擁護や利便性の向上が図られることとなる。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は，そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない，法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば，厳格な資格要件が設けられ，かつ，その職務の誠実遂正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど，法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を行うことには，十分な合理性，必要性があると考えられる。 行政不服審査手続代理業務については，その不服の対象が多種多様であることのみならず，当事者の利害に重大な影響を及ぼすものであることから，幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。したがって，弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく，弁護士以外の者について行政不服審査手続代理を業として行うことを認めることは相当でない。		1002503 0	個人	香川県	総務省 法務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050050	世界連邦実現特区	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	短期間の観光、講習または会合への参加等の目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」を付与している。（在留期間は最長90日）	外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されるところ、「広島 平和巡礼」という特別な在留資格（在留期間は平和巡礼修了まで）を規定し、その際、査証は免除とする。	提案理由： 第18次構造改革特区に提案応募した「平和巡礼特区（提案事項管理番号1023010）」の <世界に通用する平和巡礼パスポート> の理解が誤解釈のまま協議が打ち切りとなったため、その目的が正しく伝わる提案名称を提案理由として「世界連邦実現特区」として再提案応募するものである。 予防措置： 第18次構造改革特区に提案応募した内容と同一である。また、逆に提案を受け入れられる予防措置について御教示願りたい。前回のやりとりの印象では結果ありきの回答であったことを否めません。建設的な意見交換の場となることを望みます。	C	Ⅰ	提案は既存の在留資格「短期滞在」の活動に該当する活動を「平和巡礼」という特定の活動目的に着目した上で新たな在留資格として別個に創設するとともに一律に査証が免除されることを求めるものと思われるが、出入国管理及び難民認定法上、同種の活動について複数の在留資格が存在することは予定されておらず、このような措置を講ずることは困難である。		1023010	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省
050060	外国人弁護士のライセンス認可による日本でのビジネスモデル化のサポート （外国法事務弁護士事務所の法人化）	弁護士法３０条の２，外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第２条第１５号	外国において弁護士となる資格を有する者は、新たに資格試験を課されることなく、法務大臣による承認を受け，かつ，日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けた場合に、外国法事務弁護士として，我が国においてもその資格を取得した外国（原資格国）の法等に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとされている。 本制度については，内外からの規制緩和の要望等を踏まえ，これまで数回にわたり法改正を行い，規制を緩和してきた。平成１５年の改正では，外国法事務弁護士と日本の弁護士との共同事業化が自由化されている。	国際的な法的需要に適切に対応する観点から，外国法事務弁護士（外弁）事務所についても日本弁護士事務所と同様の位置付けで法人化が可能となるように早急に求める。	現行の制度では、弁護士は、組合組織又は法人組織（弁護士法人）において法律事務の提供が可能とされているが、外国法事務弁護士は、弁護士と外国法事務弁護士が組合組織によって共同して法律事務を提供することができる（外国法共同事業）ものの、法人組織によって共同して法律事務を提供することが許されていない。 近年、弁護士と外国法事務弁護士とが提携し、協働して関係を構築する必要性が高まる中、国では、平成21年12月に取りまとめられた外国弁護士制度研究会の提言内容に沿った法制化の検討が行われているが、時期が確定されておらず、実施の見込みが明確でない。 我が国の弁護士の育成や海外の優秀な外国弁護士の確保、大阪市が進める海外企業の誘致に関しても有効なインセンティブとなるよう、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を十分に確保し、外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができるよう、また、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるよう、規制緩和の実施について早急に実現するよう提案する。	F	Ⅰ	外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ，法務省及び日本弁護士連合会は，平成20年5月，有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置した。 この外国弁護士制度研究会において，平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ，弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関し，次の2つの法人制度の創設を提言した。 ①外国法事務弁護士のみが社員となり，外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度 ②弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり，法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 現在，法務省では，この提言内容に沿った法制化の検討を行っているところである。	成長戦略拠点特区	1079020	大阪市	大阪府	法務省
050070	調理師指定養成施設等で学んだ留学生の在留・就労可能化	出入国管理及び難民認定法第2条の2，第20条	入管法別表第1の1及び第1の2に就労目的の在留資格が規定されている。	日本料理を学ぶため、調理師指定養成施設等に留学した外国人が、卒業後、海外において日本料理の魅力を十分に発信していくために、一定期間（2年又は3年で更新なし）日本料理の分野で就労することができるよう、「特定活動」などの在留資格を認める。	①現状 欧米、アジア地域では、日本料理への関心が高まり、調理指導のニーズも膨らんでいる中、大阪にある複数の調理師指定養成施設では、日本料理を学びたい留学生を受け入れている。 ②問題点 外国人は、調理師免許を取得しても日本で就労することが認められていないため、留学生は、養成施設卒業後は、海外で日本料理人として就労することを希望している。しかし、養成施設等における履修だけでは、日本料理人として十分な実践力がついたとは言えず、海外で日本料理の技術・文化を正しく伝えるためには、卒業後、日本料理の現場で「見習い期間」として一定期間就労することが必要である。（就労を不可能とする合理的根拠がある場合は、具体的に示していただきたい） ③解決策 調理師指定養成施設等で日本料理を学んだ留学生に限り、一定の要件（例えば、就労先は指定養成施設との契約先に限定する等）を満たした場合、一定期間（2～3年間）、「特定活動」等の在留資格を認める。 ④効果 外国人の就労については、我が国の産業及び国民生活に与える影響を十分に勘案し、国民のコンセンサスを踏まえつつ、多方面から慎重に検討していくことが必要であるものの、実践的な技能を身につけた留学生が現地で日本料理を正しく広めることで、日本が世界に誇る文化のひとつである日本料理の職業技術、文化、サービスなどを世界にPRしていくことが可能となる。また、カリキュラムの魅力が高まることで、留学生の受入れ拡大にもつながる。 食文化を誇る大阪には、留学生の受け入れ可能な調理師指定養成施設や日本料理店も十分にあり、本件について、特区として取組むにふさわしいと考える。	C	Ⅰ・Ⅲ	我が国においては、専門的・技術的分野での外国人労働者の受入れを政府全体の基本政策としており、現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における受入れについては、政府全体として、我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分に勘案し、国民のコンセンサスを踏まえつつ、多方面から慎重に検討していくこととしている。 日本料理の現場で「見習い期間」として数年間就労するという場合は明らかに専門的・技術的分野の外国人労働者とは考えられないことから、現在の政府方針に基づき、御要望の実現は困難である。	留学生受入れ拡大・日本文化の魅力発信	1083040	大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省